

裁判員制度の現状と法教育の構想

山 浦 寿

目 次

- 1 はじめに
- 2 裁判員制度の現状
- 3 法教育の構想
- 4 おわりに

1 はじめに

1-1 裁判員制度の誕生

2004年（平成16年）5月21日、司法制度改革の大きな目玉である、一般国民がプロの裁判官と一緒に現行の刑事裁判に参加するという、まったく新しい刑事裁判制度を定めた裁判員法（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律）が成立した。この法律の第1条は、その目的を「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」ためと記している。

1999年7月に司法制度改革審議会での21世紀の司法のあり方の審議開始から、同年12月の「論点整理」発表、2000年11月の「中間報告」における「5 国民の司法参加－国民的基盤の確立」の位置づけを経て、「裁判員制度」の導入が提案された。そして同審議会は2001年6月、最終の「意見書—21世紀の日本を支える司法制度」を提出するに至った。

政府では、この意見書の趣旨に沿って改革を推進するため、2001年12月に司法制度改革推進法を施行、2002年3月には司法制度改革推進本部を設置した。国民の司法参加についての制度設計は「裁判員制度・刑事検討会」が担当し、2004年3月、裁判員制度の骨格案が推進本部で了承された。この間、法曹三者（最高裁、法務省、日弁連）を中心に識者やマスメディアも加わり、あるべき国民の司法参加の方向や裁判員制度の具体化をめぐって、アメリカ・イギリスなどが取り入れている陪審制を導入するか、フランスやドイツ型の参審制とするかの論議、裁判員の数や資格要件・評決方法等の問題についての議論が続いた。また、憲法・人権問題等の視点からこの制度の問題点や欠陥を指摘する動きもあった。

しかし、国会内においては、裁判官と裁判員の人数割合で与野党の意見は分かれたものの、裁判員法案の国会審議においてはさしたる議論もなく、全会一致で可決成立した経過からも、この時点での国民的論議は起こらず、関心は概して低調であった。その背景には、司法問題、とりわけ裁判・裁判所・裁判官といった存在が国民の普段の生活感覚から離れていること、この法律は2004年5月28日に公布されたが、施行期限が公布日から五年先の2009年5月27日という“遠い話”であることも関係しないことではなかった。

日本では、戦前の一時期（1928年～1943年）に陪審制を導入した経験はあるものの、いまの法曹三者にとっては裁判員制度は未知の領域であった。直接の担当者たる裁判所、検察庁、弁護士会は模擬裁判等を繰り返し実施して新しい裁判システムに対する適応能力を付けていかねばならない上に、国民に向けては、大急ぎで新制度の内容を周知し理解を深めてもらうための情報提供、広報・啓発活動に力を入れる必要があった。

こうして、2004年の後半から法曹界は急速にヒートアップするとともに、新聞やテレビの報道でも連日のように裁判員関連の記事が取り上げられるようになった。その結果、各種世論調査からも国民の関心は徐々に高まってきていることは間違いないと思われるが、その一方、この制度に対する国民の不安や制度上の問題点も浮上してきている。

1-2 本稿の観点と柱

筆者は、2005年4月に長野地方裁判所が行った最初の模擬裁判に、6人の裁判員の1人に選ばれ裁判員役を務めるという体験をさせていただいた。その貴重な経験とその後現在（2006年5月7日）まで二回実施された同裁判所での模擬裁判も継続的に傍聴し、法曹関係者とともにより分かりやすい裁判員制度の実現に向けての会合に参加させていただいている。こうした中で、現在とりわけ実感していることは、実際に裁判員として参加し、重大な刑事事件の裁判に関わるために、国民の司法に対する参加意欲と資質・能力を向上させることの重要性についてである。

本稿ではこうした観点から、第一に、裁判員制度実施に向けての現状について、筆者の体験等を踏まえての一応の整理。第二に、高校生・大学生の裁判員制度への理解・認識についての調査結果

の報告。第三として、学校における法教育の必要性と可能性についての構想、を主な柱にして卑見を述べてみたい。

2 裁判員制度の現状

2-1 最高裁を中心としたキャンペーン作戦

裁判員制度の仕組みや内容については、最高裁を軸に法曹三者による様々な手法を使っての広報活動が精力的になされてきている。散見したその主なものを列挙すると、

- ① プロモーション映画やビデオ…「評議」(2006年 最高裁)、「あなたも参加する刑事裁判—裁判員制度がはじまります」(2005年 最高裁)、「裁判員制度 決めるのはあなた」(2003年 日弁連) など。
- ② 広報誌やリーフレットの発行…『裁判員制度 ブックレット』(2005年 最高裁)、『私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します 裁判員制度』(2005年 法曹三者)、『司法の窓』裁判員制度特集号(2004年 最高裁)、『裁判員制度がはじまります!』(2004年 法曹三者) など。
- ③ 裁判員制度の専用ホームページの開設…法務省「あなたも裁判員!」、最高裁「裁判員制度について」、日弁連「裁判員制度コーナー」のほか、首相官邸キッズルーム「裁判員制度って何だろう?」などもある。
- ④ 新聞・雑誌等による広告、テレビのスポット広告…その一例として、最高裁は新聞紙上に「ゆっくり、つき合っていこうと思います あなたが参加する裁判員制度。平成21年5月までにはじまります。」のリード文に続けて、裁判員制度を説明した一頁全面広告を掲載した。
(注1)
- ⑤ タウンミーティング、フォーラムの開催…最高裁は「裁判員制度がよくわかるシンポジウム」(2006年2月 東京)、「司法制度改革 タウンミーティング」を那覇、宮崎、東京等6か所で開催(2005年10月～)。「裁判員制度フォーラム」を福岡、香川、京都、長野等、全国各地で開催。長野市での「裁判員制度全国フォーラム in 長野(長野地裁、信濃毎日新聞社などの主催)」は2005年11月20日に催され、約370人の参加者があった。(注2)
- ⑥ 世論調査の実施…最高裁は2006年1月～2月にかけて裁判員制度をめぐる全国アンケート調査を実施、公表は同年4月。なお、全国世論調査は2005年2月に内閣府政府広報室が最初に実施している。
- ⑦ 各地裁における一般市民対象の「刑事裁判傍聴会」「裁判員制度説明会」「裁判所DAY(裁判所の日)」「市民講座」の開催など。
- ⑧ その他、裁判官等による出張講演会の開催。シンボルマークやイメージキャラクターの作成・頒布。キャッチフレーズの選定(最優秀賞—私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します)。なお、2005年オールスター GAMEにおいて、裁判員制度についての告知を球場ビジョンの映像と場内アナウンスで行っている。

最近の傾向として、裁判の迅速化の切札的存在ともいべき「公判前整理手続き」を定めた刑事訴訟法等改正法(刑事訴訟法等の一部を改正する法律)が2005年11月に施行されたことに伴って、公判前整理手続きを適用した裁判の実例紹介が多くなってきている。(注3)

法曹三者の司法改革にかける意思表明や裁判員制度のキャンペーン的広報はほぼ出尽くした感がある。今後は、この制度の意義を国民が深く理解するための手立てや参加意識・意欲を醸成するためのより具体的な方策を打ち出すことが課題である。そのための制度設計が急務となっている。

2-2 裁判員制度を導入する意味

裁判への国民（市民）参加が制度化されなければならなかった所以について、法学者の丸田隆は二つの理由をあげて次のように述べている。

「一つは、世界の中で経済的先進国のはほとんどが裁判への国民参加制度を持っているのに、日本は例外的にそういう制度を持たない珍しい国だということである。……国際的なスタンダードからすれば、日本のように国民の司法への参加を締め出した制度というのは『遅れた』制度なのである。……第二の理由は、日本の裁判所は真に国民のための裁判所になっているか、という問題である。……法律の専門家によって機械的に処理される刑事裁判に市民の参加を得て、もっとわかりやすい、もっと市民的立場に立った刑事裁判にしようというのが、国民が司法に参加する制度を求める理由である。」（注4）

裁判員制度が導入される理由の説明としてはこれが最大公約数的なものであろう。世界の国で国民が刑事裁判の手続きに参加する制度を持っている国は、アメリカ大陸諸国、西欧諸国、英連邦諸国などの約80か国、国民参加を実施していないのは、東アジア諸国、中近東諸国などのイスラム教文化圏、東欧の旧共産圏諸国、アフリカ諸国だという。（注5）この面において日本が「遅れた」国であるという解釈は、次に引用する政治学者の三谷太一郎の所論によって明らかにすることができる。

三谷は、1830年代初頭にアメリカを巡遊したトクヴィル（フランス人、『アメリカにおけるデモクラシー』の著者）のアメリカの民主政において陪審制の果たしている政治制度的な役割に着目する。そして言う。

「トクヴィルによれば『陪審制を単に司法制度として見なすことに止まるならば、思考を甚だしく狭めることになるであろう。何となれば、陪審制は訴訟の運命に大きな影響を及ぼす以上に、社会自身の運命に大きな影響を及ぼすからである。それゆえ陪審制は何よりも政治制度なのである。陪審制は常にこの観点から判断されなければならない』。こういう政治制度としての陪審制ということを最初に言ったのは恐らくトクヴィルではないか…。」（注6）

言わんとするところは、国民の裁判への参加は、三谷の別の表現でいえば、民主主義的統治の一環である、ということである。

日弁連の言葉を借りれば「司法に市民の社会常識を反映させ、我が国の民主主義をより実質化するもの」（注7）であるからこそ、この制度は重要な意義を持つのである。

2-3 司法関係者の裁判員制度への考え方

国民の裁判への参加は陪審制度と参審制度に大別されるが、日本の裁判員制度は「限りなく陪審制度から遠く、限りなく参審制度に近い」（注8）といわれている。一般的にいって、陪審制は何人かの陪審員が刑事案件で有罪か無罪かの評決を下し、裁判官が法に従って判決を下すという制度であるのに対し、参審制は裁判官と市民の参審員が合議して評決するという仕組みを持っている。

陪審制か参審制かをめぐっては、司法制度改革審議会が発足する以前から法曹関係者やジャーナリスト、一部市民の間などで議論が起こっていたが、「国民の司法参加の拡充」を打ち出した同審議会の「中間報告」が発表されると論争が一気に高まった。自由法曹団の弁護士や一部のジャーナリストは、陪審制の長所を掲げる一方で、参審制の問題点を指摘した。（注9）また、憲法第32条（裁判を受ける権利）との関係からのアプローチもあった。（注10）当時は、陪審制の方がより民主的で、参審制は妥協的というイメージがあったこともあり、厳しい意見の対立が見られた。

裁判員法が制定された直後と最近では、裁判員制度の意義を説明する最高裁の姿勢に微妙な変化が生じてきているように思われる。2004年9月発行の広報誌『司法の窓—裁判員制度特集号』において、最高裁の町田顕長官は「裁判員制度の誕生に寄せて」の中で、次のように述べていた。

「この制度は、国民の中から選ばれた裁判員が、刑事裁判の審理に参加し、裁判官とともに判決

の内容を決めるというものです。法律の専門家ではない方々が加わることによって、裁判がより国民にわかりやすく、またその内容も国民の感覚を反映したものとなることが期待されています。また、この制度が定着していくことにより、司法に対する国民の信頼も一層高まることだと思います。」

ここでのキーワードは「判決の内容も国民の感覚を反映したものとなる」であった。

それから1年後、2005年10月最高裁発行の広報誌『裁判員制度 ブックレット』はじまる！私たちが参加する裁判』において、町田長官は「裁判員制度ブックレットの刊行に寄せて」の中で、言い方を多少変えている。その主要な部分を抜粋すると、

「国民が刑事裁判に直接参加するという制度は、多くの国で採用されています。……国民が参加することにより、より迅速でわかりやすいものとなります。その結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、司法がより国民に身近なものとなることも期待されています。……この制度が円滑に運営されるためには、何といっても国民の積極的な協力が欠かせません。」

「裁判に国民感覚が反映される」という趣旨の言葉が消え、裁判の迅速化、わかりやすさ、国民の協力の必要性が強調されてきている。

最新のアピールともいべき2006年3月4日付けの全国紙広告でも、最高裁の呼びかけは「誰にとってもわかりやすい刑事裁判へ」「できるだけ迅速な裁判へ」「これから刑事裁判をみなさんとともに」となっており、当初の、一般国民の感覚や常識を裁判に生かすという最高裁の姿勢は影をひそめてきている。各種世論調査等に見られる国民の裁判員裁判に対する消極傾向に期待感が減じたためか、それとも最高裁など法曹界の本音なのか、本制度の背骨部分だけに少しばかり懸念されることではある。

国民の行政依存傾向・統治客体意識からの脱却を企図し、国民主権や民主主義的統治を実現するとの理想を持たれて登場した裁判員制度である。「裁判員は、独立してその職権を行う」（裁判員法第8条）趣旨が生かされ、裁判員の参加が「今までの裁判を変革する」力となるためには一層の制度改革と意識改革が必要になってきている。そのための努力は、直接的には三年後の実施に取り組む法曹当事者の責務ではあるが、新しい司法参加の機会を得た国民にも、自己の課題として支えていく義務があると考える。

2-4 世論調査による国民の意識・認識

裁判員制度に対する国民の関心や意欲に関する本格的な全国調査は2-1に記したように、これまで二回行われている。

2005年2月の内閣府調査によると、次のような結果が得られた。(注11) (主な事項のみ抽出。質問の一部は手直しである。)

- | | |
|---|--|
| ① (裁判員制度の概要を説明した上で) このような裁判員制度が始まることを知っているか。 | |
| <input type="radio"/> 知っている 37.2% | |
| <input type="checkbox"/> ある程度知っている 34.3% | |
| <input type="triangle"/> 知らない 28.5% | |
| ② 裁判員制度導入で裁判や国民の意識などがどのように変わるか。(複数回答) | |
| <input type="radio"/> 裁判員として参加する国民は法律の専門家ではないため、有罪・無罪や刑の内容について、適切でない判断が出るおそれがある。 39.3% | |
| <input type="radio"/> 犯罪や治安のこと自分たちの問題として解決していくという国民の意識が強まる。 31.2% | |
| <input type="radio"/> 裁判に国民の感覚が反映され、司法に対する国民の理解や信頼が深まる。 27.6% | |
| <input type="radio"/> 法律の専門家ではない国民が裁判員として参加しやすいようにするために、刑事裁判の手続きや判決が国民にもわかりやすくなる。 27.0% | |

③ (裁判員選任の手続きを説明した上で) 裁判員として刑事裁判に参加したいと思うか。

- 参加したい 4.4%
- 参加してもよい 21.2%
- あまり参加したくない 34.9%
- 参加したくない 35.1%

③-2 参加したいと思う理由（複数回答）

- ・国民として協力したいと考えるから 48.5%
- ・犯罪防止や治安に関心があるから 32.1%
- ・今後自分の人生において役立つかもしれないから 29.9%

③-3 参加したくないと思う理由（複数回答）

- ・有罪・無罪などの判断が難しそうだから 46.5%
- ・人を裁くということをしたくないから 46.4%
- ・裁判員制度の仕組みをよく知らないから 23.9%
- ・裁判や事件というものに関わりあいたくないから 23.7%
- ・関係者から逆恨みされないか心配だから 23.6% (他の選択項目 省略)

次に、2006年1月～2月に最高裁が実施した調査を見てみよう。（注12）（主な事項のみ抽出。質問の一部は手直ししてある。）質問は、内閣府調査に比べて全体的に実務的・具体的なものが多くなっており、制度設計に関わる項目が目立っている。

① 裁判員として選ばれた場合、裁判に参加したいか。

- 参加したい 8.2%
- 参加してもよい 19.4%
- あまり参加したくない 28.4%
- 参加したくない 33.3%
- ・ わからない 10.8%

② 数日間、裁判に参加しなければならない場合、障害になることは何か。（複数回答）

- 裁判所に数日間行くための日程調整が大変である。 65.3%
- 心理的に不安である。 53.4%
- 裁判所に行くまでの移動が大変である。 26.4%
- 金銭上の負担がある。 23.7%

③ 最大何日間、連続して裁判に参加することが可能か。

- 1日も参加できない 29.1%
- 3日以内 38.9%
- 4日～5日 7.8%
- 6日～10日 1.6%
- 11日以上 3.5%
- ・ わからない 19.1%

④ 裁判員として刑事裁判に参加する場合、裁判の進め方についてどのようにすればよいか。

(複数回答)

- 脅迫から裁判員を十分保護する。 67.7%
- できるだけ専門用語は使わないようにする。 62.5%
- 檢察官や弁護人はなるべく分かりやすい説明をするよう心がける。 56.8%
- 読まなければならぬ書類をなるべく少なくする。 54.0%
- 裁判官は裁判員が自由に発言できるよう配慮する。 43.6%

以上、昨年と今年に実施された世論調査結果の一部を掲げてみた。調査目的に多少の違いがあるため単純比較はできないが、裁判員裁判への参加意欲はやや高まっている。内閣府調査では、「参加したい、参加してもよい」が計25.6%であったのに比し、最高裁調査では27.6%に上昇した。反対に「あまり参加したくない、参加したくない」は前回調査が計70.0%であったが、今回調査では61.6%に低下している。

しかしその一方で、裁判に参加できる日が「1日もない」という人が約3割もいること、「3日以内」を合わせると7割近くに達していることを考えると、裁判員の員数確保が円滑にでき満足な審理ができるのか一抹の不安が残る。

次に、裁判員として参加する場合の障害事由については、「日程調整」に苦慮する人が多いことが想定される。裁判員としての選任通知が来るのは公判開始の約一か月前と見られ、裁判員として拘束される日数は公判前整理手続きの導入による迅速化を図っても数日間は要すると考えられているからである。さらに課題は「心理的不安」の問題である。最高裁調査の報告書によれば、クロス集計の結果、「参加したい」人の心理的不安は小さいものの、「参加したくない、あまり参加したくない」人の不安の割合は、「日程調整」と同程度に接近していた。その背景には、内閣府調査に現れた「判断の難しさ」「人を裁くことの負い目」「裁判に対する知識不足」など、「参加したくないと思う理由」の幾つかが交錯していると思われ、これらの不安を解消するための環境整備が重要となっている。

裁判員裁判の進め方については、「脅迫からの保護」を求める声が一番多かった。内閣府調査では「関係者からの恨み」を心配する割合は少なかったが、それだけ裁判員制度が現実味を帯びてきたからであろう。

なお、上の二つの調査とは別に、最高裁が2005年10月～2006年1月に全国で開催した「裁判員制度フォーラム」会場で実施したアンケート調査でも、「裁判員制度に対する負担・抵抗感」（複数回答）として「精神的負担」を45.1%の人が、「判断に自信がない」が43.0%、「脅迫や危害」が34.6%、「審理時間・日程が苦痛」が21.8%、「勤務先の理解」が20.1%の人があげており、3割以上の人のが「身の危険」を不安要因と考えていることが明らかになっている。（注13）

この問題については当局側に細心の配慮や対応、サポート体制の構築が求められるとともに、裁判員になった者としては、評議の秘密や裁判員の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとする裁判員法（第9条）の規定を厳守することで自分の身が守られることを自覚しなければならない。

2-5 裁判員としての選任手続きと任務

裁判員として選任され、任務を遂行に当たっては、越えなければならない幾つかの段階があることを認識する必要がある。そのプロセスを大きく二段階に分けて検討してみよう。

<第一段階> 裁判員として選任される手続き

- ① 裁判所ごと、翌年の候補者となる「裁判員候補者名簿」の作成

この名簿には、有権者の中からくじ（抽選）で選ばれた人が登録される。

↓

- ② 裁判所は、事件ごとに一定数の「裁判員候補者」を抽出

候補者は、名簿からくじ（抽選）で選ばれ、裁判所に呼び出される候補となる。

↓

- ③ 裁判員候補者に、裁判所から選任手続きのための質問票と呼出日時等の通知

裁判員として選任される可能性が出てくる。但し、必要な人数の数倍に呼び出しがあると推定される。

↓

- ④ 裁判所にて、裁判員に選任されるための諸手続き（ここで選別され、相当数の候補者は最終的な候補者から除外される。）

- 裁判長から次のような質問を受ける。
 - ・被告人や被害者との関係の有無
 - ・不公平な裁判をするおそれがないか
 - ・辞退希望がある場合はその理由
 - 裁判員になれない理由の人、辞退が認められた人は候補者から除外される。
- 檢察官や弁護人から、質問の結果などをもとに、裁判員候補者から除外者に指名されることがある。
 - 檢察官・弁護人は原則として双方4人まで理由を示さずに、除外者を指名することが可能

↓

⑤ 裁判員として選出

除外されなかった人（最終的な候補者）の中から、くじ（抽選）などの方法で裁判員に選出される。

裁判員候補者名簿に登録され、裁判所から「裁判員選出の手続きを行う」旨の通知を受けたからといって、必ずしも裁判員に選出されるわけではない。むしろ、選別・選考されて「除外」される人が多数出ることが考えられる。その点も含めて、今後、制度の細部を規定した「裁判員制度に関する規則」がどのようなものになるか注目される。

<第二段階> 裁判員としての任務を果たす

① 公判に出席する

公判（刑事事件の法廷）は概ね次の順序で展開する。

冒頭手続き → 冒頭陳述 → 証拠書類、証拠物の取調べ → 証人尋問 →
被告人質問 → 被告人の身上に関する証拠や捜査段階における供述が書かれている
調書の取調べ → 論告 → 弁論 → 最終陳述

証人や被告人に質問することができる。

↓

② 評議・評決をする

証拠をすべて調べたのち、事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合の量刑について、裁判官と合議し（評議）、決定（評決）する。評議を尽くして意見の全員一致が得られなかった場合は多数決による。

法律上の問題については、裁判官のみによる合議で決定される。

↓

③ 判決宣告

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告する。（裁判員の役割終了）

裁判員の位置づけに関して、裁判員法（第8条）は職権行使の独立を認めており、裁判員は主体性をもって責任を全うしなければならない。

裁判員の義務としては「法令に従い公平誠実にその職務を行わなければならない。評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。裁判の公正さに対する信頼を損なうおそれのある行為をしてはならない。その品位を害するような行為をしてはならない。」（第9条）と定め、当然のことながら裁く立場の者としての道徳性・倫理性を求めている。

さらに、裁判員法は裁判員としての不適格事由の一つに「裁判所がこの法律の定めるところにより不公平な裁判をするおそれがあると認めた者は、当該事件について裁判員となることができない。」（第18条）をあげるとともに、検察官、被告人または弁護人は「裁判員が、不公平な裁判をするおそれがあるとき。公判廷において、裁判長が命じた事項に従わず又は暴言その他の不穏当な言動を

することによって公判手続の進行を妨げたとき。」(第41条の8・9)には、裁判所に解任請求ができるとしている。

いずれも公正・公平な裁判の実現のためには必要不可欠な規定であって、裁判員には法や裁判に関するある程度の知識と社会経験、モラルは必須条件である。それにもかかわらず、最高裁等の発行する広報誌やリーフレットにはそうした視点からの説明や解説は十分ではない。新しい制度に国民の目を向けさせ、参加を促すためには、ネガティブな面を広報しにくいのもわからぬわけではないが、裁判員の責務を明確に伝えないと、参加の意味を過小評価したり、軽視したりあるいは誤解を生じたりしかねない。

現に、インターネットの書き込みの中には、裁判員制度導入反対の口実として、「危ない考えをもつやつはいっぱい=遊び半分で被告人に重い刑罰を、自分の価値観のみで物事を判断、守秘義務って本当に守れるの?裁判員が脅されたり買収されたりは?」などの記事がみられる。

2-4で見たように、裁判員として参加することの心理的不安を取り除き、安心して参加でき安全に役割が果たせる保障がなければ、順調な推移は見込めない。

2-6 模擬裁判に参加して

1-2で触れたように、筆者は2005年4月6日と7日の二日間にわたって長野地裁における最初の模擬裁判に裁判員役の一人として参加した。筆者が選任されたのは、たまたま長野家庭裁判所委員という立場にいたことから、6人の模擬裁判員は地裁委員から3人、家裁委員から3人が指名されたのであった。

この日の模擬裁判は、全国的にみても静岡地裁、大阪地裁などに続いて早い時期の開催であり、長野県法曹界が意欲的に取り組んだものであった。しかし、裁判所も検察庁も弁護士会も、ましてわれわれ模擬裁判員もまったく初めての経験、手探り状態のなかで時間に追われ、状況理解が不十分のまま先も読めずに、夢中のうちに過ぎた二日間だった。以下は、第一回模擬裁判の様子と印象について記憶である。(注14)

法曹三者による最初の模擬裁判は、3月1日の検察官による起訴状提出から準備が始まり、その後、検察官、弁護人はそれぞれ証人尋問・被告人質問の準備、加えて検察官は冒頭陳述・論告の準備、弁護人も冒頭陳述・弁論の準備をしたことである。

4月4日・5日に裁判官を含めた三者による公判前整理手続きの進行に関する打ち合わせ(合議)

4月6日 午前に三者による公判前整理手続き

裁判員としての出番はここから始まった。最初に裁判官から公判手続きの説明を受ける。

午後1時、第一号法廷での第一回公判の開始 — 審理の中心は同意書証取調べと検察官請求証人尋問。公判後は裁判官・裁判員による評議を行う。

4月7日 午前から第二回公判が開始 — 審理は弁護人請求証人尋問、被告人質問などを経て弁論終結

公判終了後、裁判官と裁判員による評議。さらに判決宣告。夕方、傍聴者を含めての意見交換会

裁判は一般市民には非公開で行われ、男が義理の兄弟を刺殺した事件が取り上げられた。争点は殺意の有無ということであったが、冒頭手続きあたりから公判の先行きが見えなくなっていた。また、検察官や弁護人の述べる言葉の意味がわからない。裁判員法では、公判にて証人尋問ができる(第56条)、被害者等に質問できる(第58条)、被告人に供述を求めることができる(第59条)などのことは頭では分かっていたものの、考えがまとまらず、見当違いの質問をしてもまずいという気持ちが先走った。評議においては、裁判員は「意見を述べなければならない」(第66条)となっており、裁くことの重みを異常なほどに感じていた。もっと事前に勉強をしておけばよかった、心構

えが甘かったなどと自問し、すっかり疲れ切って帰路に着いた。

公判、評議等のこのときの様子はビデオに収められ、同年6月6日の長野市における「模擬調停と裁判員制度の説明会」(長野地裁・家裁主催)で材料として使われた。

長野地裁での第二回模擬裁判は6月30日に公判前整理手続き、7月7日・8日に裁判、7月22日に模擬裁判の検討が行われた。筆者はこの裁判以降は傍聴席から裁判を見つめた。この裁判では公判前整理手続きが本格的に導入されたことから、裁判の争点が整理されたように思えた。また、公判期日内容も明確にされ分かりやすくなった。

第三回模擬裁判は、11月1日に公判前整理手続き、11月14日が第一回公判期日、15日が第二回公判期日であった。三回目ともなると裁判官・検察官・弁護人とともに新制度を会得したように呼吸が合ってきた。検察側・弁護側の主張が整理され、争点が明確になったこと、裁判の流れが分かりやすくまとめられたこと、検察側・弁護側とともに冒頭陳述等にパワーポイントなどを用いて、難解な法律用語を避け丁寧な言い回しに心がけたことなどから、裁判員の発する公判廷での質問も自信に満ち、要を得たものになってきていた。裁判官と裁判員の関係でいえば、最初の回では裁判長が先生で裁判員が生徒役、評議も裁判長が誘導するケースもあったが、徐々にめざすべきコラボレーションの形ができつつあるように受けとめられた。

模擬裁判を通して裁判員制度の問題点の一部は解決・解消したもの、今後の課題も多いように思われる。その一つは、裁判長は「評議において、裁判員に対して必要な法令に関する説明を丁寧に行うとともに、評議を裁判員に分かりやすいものとなるように整理し、裁判員が発言する機会を十分に設けるなど、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう配慮しなければならない。」(第66条5)とあるように、当たり前のことながら、裁判長をはじめ裁判官の役割は重い。裁判員が定められた職責を果たす上でも、裁判員の市民感覚や発想を裁判に生かす上でも、裁判長や裁判官の資質、能力(特にコミュニケーション能力)に負うところが大きいと思われるだけに、裁判官の意識改革と力量向上をめざした研修に力を入れるよう望みたい。

その二として、公判廷において検察官と弁護人の陳述や尋問、論告や弁論等の審理を通じて、ほとんどの場合、検察官のほうが分かりやすい言葉を用いて説明し、迫力も説得力もあった。ビジュアル化等の工夫にも熱心であった。法律の専門家でない裁判員はその場の雰囲気や事件の社会的反響等の影響を受けて、主観的判断や先入観で評議・評決をしかねないことを考えたとき、弁護人の一層の奮起と努力がなければ、「罪刑法定主義」や「無罪推定の原則」、あるいは「疑わしきは被告人の利益に」といったルールは本当に生かされるのかと心配した次第である。

2-7 裁判員制度についての若者の理解と認識

高校生や大学生はこの制度についてどの程度理解しどのような認識を持っているのか。各学校の校舎内には裁判員制度の始まりを予告するポスターが貼られ、配布されたリーフレットを手にした経験もあり、高等学校では「現代社会」や「政治経済」の授業で学ぶ機会もある。関心があれば一定の知識・理解は定着しているものと推量されるがはたして現実はどうか。

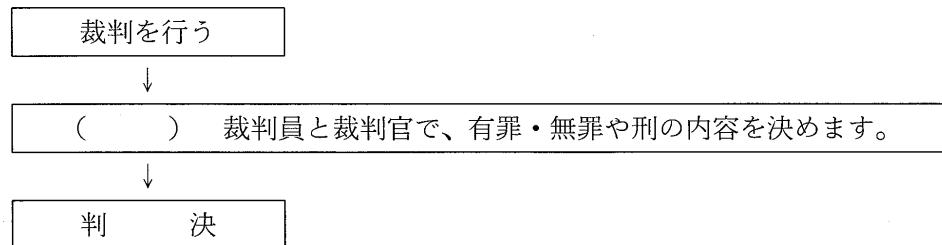
2006年4月13日～18日に、中信地区のいわゆる郡部高校の2・3年生83人と、いわゆる都市部高校の3年生79人、同じく中信地区の短期大学の1・2年生147人の計309人(男子117人、女子192人)について、6調査項目からなる「裁判員制度に関する理解・意識調査」を実施した。内容は一般的な傾向を瞥見する程度のものであるが、10代後半から20代初めの若者のこの制度に対する理解と認識の一端が伺えるのではないかと考え、多少の分析を加えてみた。(注15)

<裁判員制度に対する理解>

(質問1) 裁判員制度の説明として正しいものには○印を、誤っているものには×印を、正しいか、誤りかわからない場合は△印をつけてください。

| | 項目 | 全体の正答率(%) | 内短大生の正答率(%) |
|---|--|-----------|-------------|
| ① | 国民の中から選ばれた6人が裁判員として刑事裁判に参加し、3人の裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、どのような刑にするかを決める制度である。 ○ | 68 | 67 |
| ② | この制度の導入によって、国民の司法に対する理解と信頼が深まることが期待されている。現在、国民が裁判に参加する制度を導入している国はアメリカだけである。 × | 47 | 48 |
| ③ | 裁判員の選任は、裁判所の公募に応じた人の中から抽選により決定される。もともと裁判員になる希望のない人が裁判員の候補者名簿に載ることはない。 × | 64 | 56 |
| ④ | 裁判員は、裁判官と一緒に、公判に出席し、証拠をすべて調べたのち、評議し、評決をする。評決内容は法廷で裁判長が判決の宣告をし、裁判員の仕事は終了する。 ○ | 53 | 52 |
| ⑤ | 衆議院議員の選挙権を有する人（20歳以上）であれば、原則として誰でも裁判員になることができるが、国会議員や市町村長、自衛官等はなることができない。 ○ | 38 | 39 |

(質問2) 裁判員が行う仕事で、()に入る言葉を選んでください。



| | 項目 | 全体の正答率 (%) | 内短大生の正答率(%) |
|---|------|------------|-------------|
| ① | 評議 ○ | 65 | 53 |
| ② | 捜査 | 2 | 0 |
| ③ | 起訴 | 3 | 5 |
| ④ | 公判 | 23 | 37 |
| ⑤ | 宣告 | 2 | 1 |
| | 答えなし | 5 | 3 |

(質問3) (裁判の手続きを図示して) 図中の「冒頭陳述」の説明として適當なものを選んでください。

| | 項目 | 全体の正答率(%) | 内短大生の正答率(%) |
|------|--|-----------|-------------|
| ① | 裁判長が、被告人に対して、被告人には黙秘権があることを説明すること | 6 | 7 |
| ② | 実際の被害者や目撃者等が、法廷に来て、検察官や弁護人の質問に答えること | 11 | 14 |
| ③ | 検察官、弁護人それぞれが、これから法廷で立証しようとするストーリーを呈示すること ○ | 26 | 25 |
| ④ | 検察官が、起訴状に書かれている「公訴事実」と「罪名及び罰則」を読み上げること | 27 | 24 |
| ⑤ | (まったくわからない) | 22 | 22 |
| 答えなし | | 8 | 9 |

(質問4) (質問3と同じ図で) 図中の「論告」の説明として適當なものを選んでください。

| | 項目 | 全体の正答率(%) | 内短大生の正答率(%) |
|------|---|-----------|-------------|
| ① | 裁判長が、被告人に対して、最後に述べておきたいことがあるか、を尋ねること | 9 | 12 |
| ② | 弁護人が、これまで取り調べられた証拠によっても、検察官が主張する事実が認められないことなどを、述べること | 12 | 14 |
| ③ | 検察官が、これまで取り調べられた証拠によって、どういう事実が、どうして認められるか、その検察官の意見を述べること。また、最後に「求刑」を行う。 ○ | 24 | 18 |
| ④ | 被告人に対して、弁護人や検察官が質問すること。裁判員も最後に質問することができる。 | 12 | 11 |
| ⑤ | (まったくわからない) | 35 | 35 |
| 答えなし | | 9 | 10 |

(質問1) の裁判員制度に対する説明文は、最高裁の広報誌やリーフレットにQ & Aなどの形で頻出するものである。全体としての平均正答率は55%程度。特に、国民が裁判に参加する制度を導入している国が多数存在すること、裁判員になることができない立場の人々（国会議員等）がいることに対する理解不足が目立った。

(質問2) (質問3) (質問4) の裁判上の専門用語について。「評議」については、「公判」との区別がつかず誤答した層が約4分の1。また、高校生の正答率が短大生を大きく上回った。ある高校の2年生は、1年次の「現代社会」の授業で裁判員制度をしっかり学習したということで、女子は全員が正答をした。「冒頭陳述」「論告」についての理解は概して低く、「まったくわからない」と答えた割合が最も高かった。裁判員として法廷に臨めば心得ていて当然という言葉であるし、裁判関係の新聞記事にも「検察側は冒頭陳述で、犯行動機について…」とか「論告求刑と最終弁論は…」などと日常的に登場している。若者にとって法律用語は現実感が乏しく、縁遠い存在であることを示唆している。

<裁判員制度に対する認識>

(質問5) 20歳以上になれば、裁判員に選任される可能性があります。今の気持ちとして、裁判員になることについてどのような考えを持っていますか。

| | 項目 | 全体の正答率(%) | 内短大生の正答率(%) |
|---|-------------|-----------|-------------|
| ① | 積極的に参加したい | 18 | 17 |
| ② | できれば参加したくない | 52 | 52 |
| ③ | (わからない) | 22 | 23 |
| | 答えなし | 8 | 9 |

(質問6) あなたは、裁判員制度について、今後どのようにして理解を深めていきたいと思いますか。(複数回答可)

| | 項目 | 全体の正答率(%) | 内短大生の正答率(%) |
|---|---|-----------|-------------|
| ① | 学校の社会科や公民科等の授業(短大の社会教養等の授業)のなかで学習を深めたい。 | 38 | 46 |
| ② | 総合的な学習の時間や文化祭等(ゼミや大学祭等)のなかで、模擬裁判等に取り組んでみたい。 | 3 | 3 |
| ③ | 裁判員制度や司法問題を研究するクラブやサークル、同好会を立ち上げたい。 | 1 | 1 |
| ④ | 近くの裁判所を訪問して、所内を見学したり、実際の裁判を傍聴してみたい。 | 17 | 17 |
| ⑤ | 裁判官や検事、弁護士等、法律の専門家から、直接話しを聞きたい。 | 14 | 15 |
| ⑥ | その他() | 0 | 0 |
| ⑦ | (特にない) | 30 | 22 |
| | 答えなし | 9 | 10 |

(質問5) の裁判員としての参加意欲については、積極的な層が約2割、それ以外が約8割であった。そのうち「わからない」と「答えなし」が3割、この人々が消極的な層か否かは判然としない。2-4で示した全国世論調査の結果では、「参加したい」と答えた人が25%~27%程度であったのに比べ、ここでは18%に止まっている。

「できれば参加したくない」と答えた理由を記述してもらったところ、次のようなものがあった。

- ・仕事や学校を休んでいかなきゃならないから（短1女子） •人の上に人は立てないと思う
(短1男子) •自分には人を裁く力がないから（短2女子） •人の人生がかかっている
から（短2男子） •ちゃんと法律を学んだ裁判官が判決を下すのが一番だと思うから（高
3女子）

- 自分次第で被告人の運命を決めるのは気がひけるから（高3男子） •自分の時間がなくな
るのはいやだ（高2女子） •そんな資格がないから（高3男子）

一番多かった理由としては、「人の一生を左右する重大事件に関与したくない」という趣旨のものであった。若者の冷めた意識、面倒なことや負担から逃れようとする姿が見え隠れする。

(質問6) では「学校の授業のなかで理解を深めていきたい」という答えが4割近くを占め最も高かった。特に成人に近い短大生の中には裁判員制度を手っ取り早く知っておきたいという気持ちも強いようである。その一方、無関心層も多く、「特にない」と「答えなし」を含めるとやはり4割近くになる。これらの若者に裁判員制度の意義をしっかりと伝え、主権者としての意識を醸成していく上で、学校教育が果たすべき役割は大きいように思われる。

3 法教育の構想

3-1 法教育とは何か

裁判員制度は法律の専門家でもない一般国民が「人を裁く」制度である。その点において、高校生・短大生調査に見られたように、「人の一生に直結するような裁判に自分のような力のない者が関わっていいのだろうか」という率直な疑問は、多くの人にも共通する思いであろう。しかし、この制度は国が国民に認めた公制度である。この権力の行使は公的に、いわば国民の同意のもとに与えられた権利であり、すなわち権威ある権力として登場しようとしているのである。

権威のある裁判員制度が実現するためには、社会正義に基づいた公正・公平な裁判を確立することで国民の信頼を得なければならない。そのためにも裁判員に選任される可能性を持った国民一人ひとりが、主権者として民主主義的統治を実現しようとする関心や意欲を持ち、それを可能とする素養や見識を身に付けることが求められるのである。裁判員制度の導入を契機に、一人ひとりが法や司法制度に対する理解を深めていくことが一層重要になっている根拠はここにある。

2001年6月に発表された司法制度改革審議会「意見書」は、改革を推進・展開するためには国民的基盤の形成が不可欠であるという認識に立って、「司法教育の充実」を取り上げ、様々な教育の場面で関係者が協力し、司法の仕組みや働きについての学習に力を入れるよう、次のように述べている。

「法や司法制度は、本来は、法律専門家のみならず国民全体が支えるべきものである上、今後は、司法参加の拡充に伴い、国民が司法の様々な領域に能動的に参加しそのための負担を受け入れるという意識改革も求められる。そのためには、学校教育を始めとする様々な場面において、司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会の充実を図ることが望まれる。そこでは、教育関係者のみならず、法曹関係者も積極的な役割を果たすことが求められる」(注16)

法務省は、この「意見書」を受けて、学者、法曹関係者、教諭等の構成員からなる「法教育研究会」を立ち上げ、アメリカをはじめ先進諸外国の法教育制度を学びながら調査・研究・検討を行い、

法教育の「学習指導要領」ともいるべき報告書を2004年11月、「我が国における法教育の普及・発展を目指して 一新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために」と題して発表した。

これとは別に、とくに高校以下の学校における法教育の研究・教育実践のネットワーク組織として、日弁連などが中心になって「全国法教育ネットワーク」が結成され、研究会の開催や機関誌の発行などの活動を行っている。

「司法教育」という「意見書」の言葉が、法や司法制度に関する教育全般をさす言葉として「法教育」に変わってきたのは、学校教育等で行う場合に、より適切と考えられてきたからであろう。法教育という概念は、アメリカにおいて1960年代後半にはじまった Law-Related Education の翻訳語であり、最近では、「法関連教育」という言葉も使われ始めてきている。

法教育研究会の報告書は、その構成を、①法教育の意義、②法教育の現状と課題、③法教育が目指すもの、の三部構成としており、法教育の意味を明確にするとともに、諸外国の法教育の状況を比較検討して紹介している。さらに、学校における法教育の内容と教材のあり方について学習指導案を例示するなど、具体的な実践方法をも提示している。関係資料も豊富に添付されていて、授業にも有効に活用できる優れた内容となっている。

「法教育とは何か」(注17)において、同報告書は次の諸点をあげて説明する。

- 法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育を意味すること。
- 法曹養成のための法学教育などとは異なり、法律専門家ではない一般の人々が対象であること。
- 法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること。
- 社会に参加することの重要性を意義付ける社会参加型の教育であること。

そして、同報告書は「我が国において目指すべき法教育」(注18)において、法教育の方向を次のように説いている。該当部分を引用しよう。

「我が国における法教育は、個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ自律的かつ責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養い、また、法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養うことが目指されるべきである。」

このことを、二人の法教育研究会メンバーは次のように言い換えて説明する。最初に、アメリカの法教育を日本に紹介し、その定着に先駆的役割を果たしている教育学者の江口勇治の言。江口は、「自由で公正な社会の実現のためには、自由で公正な社会における法を知り、法を使い、法を創りかえ、法を超えて人々が共生し、一緒になって問題を絶えず解決していくことを学ぶことが大切」という。(注19) テレビディレクターの荻原弘子は、「私たちの自由や権利を守るために、そろそろ他人任せから足を洗うときが来たようだ。教育熱心で有名な日本人だが、『自分の身を守り、暮らしやすい地域や国を造るために自分に何ができるか』を子どもに考えさせることは怠ってきたように思う。これから法教育の目指していくべきは、子どもたちに世の中の嘘を見抜く力、議論をする力を身に付けさせ、よりよい地域・国を造る人材を育てるこだと思ってる。」(注20)と語っている。

法的知識を根底に、法的思考能力を身に付けさせ、自律的な主体に育てる教育、それが法教育だと定義づけておきたい。

法教育研究会は2005年5月には、実践組織としての法教育推進協議会に移行した。研究会メンバーは留任、新たに現場の教員を中心に裁判員教材作成部会を発足させて、教材作りや授業研究の検討に入っている。文部科学省も札幌市、茨城県、福井県、大阪府、福岡県の5府県市教育委員会に研究委嘱して授業研究を開始した。

3-2 法曹関係者による法教育

法教育に関する取組みは、司法制度改革推進の一要素として、法曹関係者が主体となって展開しているのが現状かと思われる。裁判所による裁判官の出前講座、模擬裁判、裁判所見学等が積極的に実施され、法務省・検察庁も検事の出前講座や移動教室、法曹三者共催の法教育シンポジウムの開催などを行っている。法律の実務家集団である日弁連は、リーフレット「生きる力となる法教育」の作成のほか、町の法律家として学校にも入り、消費者教育や人権問題、労働問題等を分担して活動している。

中でも法教育の推進に熱心なのが日弁連である。日弁連は早くから「市民のための法教育」を標榜してきた。2002年5月1日付け日弁連新聞は、活動の主要課題と活動方針の一項目としてこれを掲げ、「市民のための法教育は、将来の裁判員制度の定着にも資するものであり、われわれは積極的な取り組みを開始する。」と宣言した。江口勇治がアメリカの法教育教科書を翻訳して、2001年6月『テキストブック わたしたちと法－権威、プライバシー、責任、そして正義』(現代人文社)として出版すると、アメリカでの法教育の現地視察を行ってそのノウハウを学んでいる。また、2003年4月には組織内に市民のための法教育委員会を設置し、一般市民や教員に参加を呼びかけて「市民のための法教育シンポジウム」や各地区単位での「法教育ミニシンポジウム」を度々開催するとともに、弁護士が学校へ行って法教育を行うなど、学校教育との連携強化にも力を入れている。学校との関わりを重視する背景には、「社会科の教科書には、『憲法では○○という権利が保障されている』ということは書かれています。しかし、人権や権利を確保するための具体的な手段・方法までは、教えられてきていないのが実態です。たとえば、ほとんどの子どもたちは、法的紛争処理の専門家である弁護士に相談する方法さえ知らないまま、社会へと出ていきます。」(注21)といった危機感があった。

実際、子どもに限らず、弁護士に法律相談するときの謝金（鑑定料）や事件を依頼するときの着手金、依頼の目的を達したときの成功報酬のことなどを知らなかったり、裁判手続きにしてもどうしたらいいかわからなかったりすることがある。身近な問題でも、クーリング・オフという言葉の知識はあっても、現実の場面では対応に混乱することもある。

法教育とは、抽象的な概念の理解や知識の暗記だけではなく、自分の基本的人権や権利を守ったり実生活で生かしていく力を法や司法制度を通じて学んでいったりする教育でもあるといえよう。

3-3 学校における法教育

学校教育における法教育の位置づけは、一部の県で教員などを中心に法教育研究会等が組織され活動しているものの、定着しているとはいい難い状況である。中・高校でのこの種の教育は、従来、社会科教育や地歴・公民科での憲法学習とか消費者教育のなかで学習してきているとされ、人権教育の一環としても扱っているというのが学校側の一般的な捉えであった。そのため、法教育という独自の体系が提唱されてきてからも、十分に意識されることがなく、研究活動・教育実践の広がりも小さかった。

しかし、学校のこの客体意識も変化の兆しを見せつつある。国の法教育研究会の提示した法教育教材を使っての授業実践、全国法教育ネットワークなどでの法曹関係者と提携しての授業研究、模擬裁判を通しての法教育活動の試み、従来型の憲法学習の見直し授業、等々が報告されており、意欲的な教育実践が蓄積されつつある。また、現場の教員や教育研究者等による社会科を中心とした研究会・学会の機関誌にも成果が発表されてきている。(注22)

最近、新聞紙上に取り上げられた二つの授業実践を紹介しよう。一つ目は千葉県立布佐高校の「現代社会」の授業。死刑囚に再審無罪が言い渡された松山事件を題材に、裁判員制度と人権への理解を深める目的で、模擬裁判を入れながら15時間かけて行ったとのこと。模擬裁判では「評議」が最も難しかったとのことで、生徒は「普段から自分の意見を述べる訓練ができていないと感じた」

という。(注23) 二つ目は京都府にある立命館宇治高校の「政治経済」における法教育としての授業。平和主義や基本的人権といった法律の知識を丸暗記するのではなく、その意味を考え、自ら使いこなす主権者を育てるという目的で、憲法改正問題に正面から取り組み、自分たちの改正案を作りて模擬投票したという実践。生徒は「憲法は漠然としたイメージしかなかったが、実は自分のそばにある存在だった」と感じたという。(注24) いずれも担当教員の研究熱心さと長期間に及ぶ周到な準備の結果が創造性豊かな授業を産み出す要因であろうことは想像に難くない。

このように一つのテーマに十数時間かけることには異論もある。学校の教育全体計画や教科の年間指導計画からいっても困難が伴うとか、学習指導要領の枠を超えた授業ではないか、受験とのからみや他クラスとの進度の調整はどうするのか、成績はどうつけるのか、法律に詳しくない教員にとっては苦痛だ、外部講師を招けば金がかかる、結局のところ保護者の賛成や協力は得られないだろう、といった声が学校内にあることは確かである。

まずは、教員自身の授業観の発想転換とそれを可能にする教員研修の充実が肝要と思われる。教員としては、今までの教育を通じて主権者としての生徒を育てることができたと自信を持っているか、教科書の説明と解説が中心の授業ではなかったか、生徒は学習活動を通じて民主主義的資質を高めたか、自ら学び、自ら考える力は本当にいたのか、創造的精神や問題解決能力を高める授業であったか、などのことを自問自答し、多少のエネルギーを使って検証してみることが大切である。そして、授業のなかに新しい視点での教材や学習活動を少しずつ取り入れてみて、生徒も教員自身も変わっていくのではないかと考える。

もう一度、三谷太一郎に登場してもらおう。三谷は最近の論考(注25)のなかで、国民が裁判員として裁判に参加することの積極的意味について次のように述べている。

「非専門法曹の裁判員に求められるのは、一般選挙民よりもはるかに高い能動性である。裁判員は必然的に『能動的人民』たらざるをえない。そしてそれは民主主義的統治を担う『能動的人民』と別のものではない。」

「裁判員として刑事法廷における役割を果たすこと自体が啓蒙された人民への教育過程なのである。それは正確にいえば、自己教育過程というべきだろう。それを経ることなしに、『市民』の誕生はありえない。そしてこの市民教育過程としての裁判過程が『多数の專制』に対して、刑事被告人や法廷に直接の代弁者をもたない犯罪被害者を含む『少数者の権利』を確立する過程なのである。」

裁判員制度の導入は、自分が社会の構成員の一員であるとの自覚・意識を高め、民主主義を推進する人間の育成につながる、自己を啓発し学ぶことによって、正義と公正、責任などの価値を備えた主権者に成長する、三谷の所論は筆者にはそのような意味にとれる。その基礎的素養を身に付けるのが法教育なのである。

ささやかな体験談を一つ。筆者は2005年6月に、短大2年生対象の少人数講座「公務員試験対策」の授業で、裁判員制度の導入と課題について1時間の授業として取り上げたことがある。授業は前述した通りの筆者の体験を交えながら、最高裁の広報誌と新聞記事を資料として行った。就職を前にした学生は話を静かに聞いてくれたが、現実感はないようであった。その後、授業を受けた学生の一人が熱心にこの問題を取り組み始めた。しばらくして顔を見せたその学生は、「就職の最終集団面接で係員から『最後にいま関心を持っている社会問題があったら話してください』と質問されたが誰も黙っていた。私だけが発言して裁判員制度のことを話したら、相手はびっくりして、よく知っているとほめてくれた。採用が決まったのはそれがあったから。」と言って微笑んだ。勇気を持って一生懸命相手に伝えようとした彼女の真摯な姿勢が脳裏に浮かんだ。そして、人はものを考えないと喋れない。思考力を付ける教育の大切さを改めて知らされた思いであった。

3-4 教科書と法教育

裁判員制度の理解や法への関心を深めるための参考図書や教材が刊行されてきている。手元にある中から一例をあげると、最初に『ある日、あなたが陪審員になったら… —フランス重罪院のしくみ』(注26) をあげたい。日本の裁判員制度はフランスの参審制（この本では陪審制）に近いといわれることから、フランスの陪審員経験者11人に経験談をインタビューした原著を翻訳したものである。陪審員たちがどのような思いや感情を持ちながら裁判に参加したのか、一人ひとりの心情が吐露され、厳粛な気持ちになる。次に『あなたも裁判員 —漫画で読む裁判員制度』(注27) は、裁判員制度のもとでの刑事裁判を、具体的な事件を題材に紙上模擬裁判として実演したもの。漫画とはいえ、裁判の過程を丁寧に詳細に描いており内容が充実している。これらの著作は中学校から高校・大学までの授業に十分活用できるものである。

学校の教科書は、ビビットな点において見劣りしているといわざるをえない。高校の地歴・公民の教科書のうち、「現代社会」と「政治経済」の教科書の幾つかについて取り上げ、関係する記述内容について調べてみた。

<『現代社会』(山川出版社 2005年3月発行) >

- 全般的に…罪刑法定主義、令状主義、黙秘権の保障、人身の自由に触れる。刑事司法の一般的な流れと拘禁（図示）、最高裁写真、司法権の独立、司法の課題（えん罪事件、再審制度）などの記載がある。
- 裁判員制度に関連して…「『人権の砦』である裁判所による国民の期待は大きく、裁判官・検察官・弁護士などが努力することも必要だが、裁判に対して国民が関心を持つことがもっとも大切である。」の記述。欄外に「国民の司法参加の方法として、陪審制や参審制という、一般の国民が判決に関係する制度の復活・導入が議論されている。」の記述がある。

<『現代社会』(東京書籍 2003年2月発行) >

- 全般的に…三審制度、司法権の独立、冤罪事件、再審請求、違憲立法審査権、憲法の番人、罪刑法定主義、人権侵害などの記載がある。
- 裁判員制度に関連して…「司法制度のあり方を全体的に見直す審議会が設けられ、『国民が利用しやすい司法の実現』といった観点から、法律扶助制度の充実や民事裁判の迅速化、法曹人口の増加、陪審制・参審制の導入などについて議論が進められている。」の記述。(注)として「欧米諸国では、起訴や審理に一般市民が参加する陪審制や市民と裁判官と一緒に審理と法律判断をおこなう参審制を取り入れている国が多い。」の記述がある。

<『高校現代社会』(一橋出版 2005年1月発行) >

- 全般的に…最高裁と下級裁判所、裁判の種類、三審制、再審制度、裁判官の職権の独立、裁判官の身分保障、違憲立法審査権、国民審査、統治行為論、拷問の禁止、黙秘権の保障などの記載がある。
- 裁判員制度に関連して…吹き出しに「実際に裁判を傍聴してみよう。また、裁判の進め方や裁判官・弁護士・検察官などの役割を調べ、模擬裁判にとりくんでもみよう。」の記述。陪審制等の記述なし。ちなみにこの教科書の著作は高校教諭が中心。

<『新政治経済』(桐原書店 2003年2月発行) >

- 全般的に…「現代社会」のほかに、統治行為論、三審制、国民審査の記述などの事項の扱いや説明が細かくなっている。
- 裁判員制度に関連して…欄外に「地方裁判所と家庭裁判所は、事件によって3人の裁判官の合議制をとることもある。裁判官以外の国民による裁判員制度（陪審制、参審制）導入の是非も最近論議されている。」の記述がある。

以上によって分かるように、学校の教科書に頼って授業が展開されるならば、裁判員制度の学習やそれに連動する法教育の内容は貧弱なものにならざるをえない。法教育は、社会科教育の分野だ

けでなく、家庭科や商業の「商業法規」、道徳教育でも実施は可能であるが、授業展開のうえで数時間が必要であることとか、学校外活動が取り入れられることとか、生徒の自主的・主体的な活動に主眼が置けることとか、それらのための教材の自主編成が可能であることとかを考慮すると、「総合的な学習の時間」の活用が現実的であり、創意性が發揮できるのではないかと考えられる。

3-5 アメリカの法教育

アメリカの法教育を日本に紹介した前掲の江口勇治監訳『テキストブック わたしたちと法』は、民主主義の基本的概念である権威、プライバシー、責任、正義の4つのテーマについて、具体的な紛争事例からスタートして、問題解決に至るまでの教育プログラムを示したものである。

それぞれのテーマは、ごく簡単に言えば次のように展開する。まず紛争（争点）が起こると、子どもたちにその問題を考えるための法的理念や関係する法律が提示される。次に、問題解決のためにどのような法的思考をしていくかについての方法（紛争処理方法）を考えさせる。そして子どもたちは、アメリカの政治制度や司法の仕組みなどを参考にしながら、あるべき結論を導き出していく、というものである。そのさい教材は、知識、技能、信念の各側面から配列され、アメリカの民主主義についての法的な知識、理解、参加、価値が学習できるように構成されている。この教材で学んだことによって、子どもたちは各テーマに関連した紛争に直面したとき、知的で理性的な意思決定者として、主体的に行動するよう求める内容になっている。（注28）

より正確を期するために、テーマ「権威」についての授業展開例を登載しておこう。（注29）

ユニット1 権威とは何か？

レッスン1 権威と権威のない権力との違いは何か？

レッスン2 権威の源泉は何か？

レッスン3 なぜわたしたちは権威を必要とするのか？

レッスン4 あなたは地域社会の問題解決に権威をどのように使うか？

ユニット2 わたしたちはどのようにして権威ある地位に就こうとしていることを評価しうるか？

わたしたちはどのようにしてルールや法律を評価しうるか？

レッスン5 わたしたちは権威の地位に就く人をどのようにして選ぶべきか？

レッスン6 あなたはリトルリーグのコーチに誰を選ぶか？

レッスン7 わたしたちはどのようにしてルールや法律を評価しうるか？

レッスン8 あなたは新しいルールや法律をどのように創設しうるか？

ユニット3 権威を使うことの利益と費用は何か？

レッスン9 権威を使うことでどんな結果が予想されるか？

レッスン10 あなたは地域のスケートボードの使用のルールの創設で、権威をどのように使えるか？

ユニット4 権威の範囲と限界はどうあるべきか？

レッスン11 わたしたちは権威の地位をどのようにして評価しうるか？

レッスン12 あなたは新しい権威をどのようにして創設するか？

このうち、小テーマ＜ユニット1 権威とは何か？＞の学習の最初の部分（レッスン1～レッスン3）の流れを例示してみよう。子どもたち自身による問題把握と解決に向けての取組過程がわかる。

○ レッスン1 権威と権威のない権力との違いは何か？

- ・見方や考え方 — 権力とは何か？（簡単な説明文）
- ・問題を解決してみよう — 誰が権力を使っているか確認できるか？（例題をもとに考える）

- ・スキルを使ってみよう - 誰が力を使っているのだろうか？（スキルを用いて確認する）
- ・見方や考え方 - 権威とは何か？（簡単な説明文）
- ・問題を解決してみよう - 誰が権威を持っているかを確認できるか？（例題をもとに考える）
- ・スキルを使ってみよう - （スキルを用いて確認する）
- ・学んだことを活用しよう - （応用問題に取り組む）

○ レッスン2 権威の源泉は何か？

- ・見方や考え方 - 権威はどこからくるのか？（習慣、道徳性、同意の各面から考える）
- ・問題を解決してみよう - 権威の源泉をみつけ、説明することができるか？（建国当時の開拓者の話から考える）
- ・スキルを使ってみよう - （スキルを用いて確認する）
- ・学んだことを活用しよう - （応用問題に取り組む）

○ レッスン3 なぜわたしたちは権威を必要とするのか？

- ・問題を解決してみよう - （友だちと一緒に話し合って質問に答える）

学習はほぼこの繰り返しで展開されている。子どもたちはこの学習を通して、法の基本原理を日常生活で実際に使いこなせる技能として身につけていく。また、重要語句として、権威、権力、同意、道徳性、習慣、部族会議、社会などの言葉の概念を確かなものとして理解していく。

アメリカの法教育教材は、子どもたちに市民としての責任や権利について考えさせたり、地域社会の一員としての社会的責任を果たす意味を考えさせたりすることにより、公民的資質や法的資質、アメリカ人としての自覚を養うとともに、民主主義的統治者としての育成に主眼を置いているといえよう。

それにしてもこのテキストにみられる学習内容、学習方法は実にタフである。日本の法教育は目下アメリカの法教育を範として出発しようとしているが、これだけの教材を開発し、学校教育に定着していくためには相当の知恵とエネルギーを必要とする。学校関係者だけではなく、法曹関係者、行政関係者など広汎な連携のなかで、法教育理論と教育実践を積み重ねていくことの緊急性を再認識させられる。

3-6 教材開発の試み

学校教育における法教育の教材は、第一には裁判制度の基本的事項を学んだり、陪審制と参審制の違いを考えたり、裁判を傍聴したり、模擬裁判を経験したりするなどの裁判・裁判員関連のものがある。それに加えて、第二には、学校内にある法的な問題や教育をめぐる諸課題からスタートすることが考えられる。学校社会には身近な法的な問題が多く、裁判事例も数多くある。例えば、校則、体罰、退学処分の問題など。いじめ問題については、いじめによる自殺事件の判決文を活用した授業が実践されている。（注30）不登校の問題は、「不登校は権利か」といった視点で取り上げると、権利と義務に関わる話題に展開する。障害者の教育を受ける権利をテーマにすると、人間としての生き方や共生社会のあり方に視野を広げていける可能性がある。

第三には、いま国論を二分しているような法的問題や社会問題化している重要なテーマを扱うことが考えられる。これに関連した問題は枚挙にいとまがないが、例えば、改正論議が起こっている憲法問題、教育基本法の問題。教科書や靖国問題、領土問題を中国や韓国との関係から考えることは国際法意識や国際感覚をつける意味からも有効と思われる。男女共同参画社会の問題やハンセン病問題、在日外国人との共生等に関わる法的な問題は、人権感覚の育成の上でも価値の高い教材になり得る。

第四には、日常生活において普段はあまり意識しない事柄について、法や法律との関わりを考えることも大事なことと思われる。例えば、家族の問題、家庭生活における個人の尊厳や男女の

本質的平等のこと。結婚と離婚の問題。裁判手続きの仕方。子どもを生む権利・生まない権利の問題。財産相続の問題、契約上の諸問題など。生活に法が密接に結びついていることを感じとることができるはずである。

最後に、第五として、地域社会の諸問題を法的な問題として考えていくことの必要性をおさえておきたい。地域社会の構成員としてどう地域と向き合うか、民主主義社会を実現していくか、その課題に接近する一例として、「平成の大合併」をした松本市と旧四賀村を結ぶ「松本・四賀直結道路」建設問題の教材化などは考えられないだろうか。

この問題は、四賀村と松本市とのいわば合併の条件でもあったといわれる両市村を結ぶ道路建設が市長の「断念表明」により反古にされたことから、旧四賀村民を中心に、市長の判断を背信行為として厳しく指弾しているもので、旧村民の大多数は、「民意を消すもの」「松本市の信頼を失うもの」と反発しているほか、市議会の一部もこれに同調し、暗礁に乗り上げている問題である。
(注31) ここには住民自治の根幹に触れる問題が内蔵されているように思われる。

この問題を、法的な問題としてとらえ、問題解決を図っていくための学習課題として次の諸点を提示してみたい。

- ・松本・四賀直結道路の建設は、合併の条件としての合併特例事業であったのか。
- ・「市民意向確認研究会」の市民アンケート調査と報告書は民意を反映したものであったか。
- ・市長の「建設は断念せざるを得ない」の判断過程に違法性は認められるか。
- ・市議会は市長の判断を了承すべきか。旧四賀村民は今後どう対応すべきか。
- ・市民の一人として、私たちはどう考え、どう行動していったらいいのか。

以上のような課題意識のもと、例えば、「四賀村民が松本市との合併で望んだものは何であったのか」といったテーマを定め、さらに、例えば、「望みが実現しない原因はどこにあるのか」という小テーマを位置づけ、授業展開に沿って具体的な学習内容と学習活動を設定し、必要な資料を整えていくこと、そのことによって生徒に市民としての当事者意識を育てる教材ができると思うのである。別稿で具体的な学習指導案を用意したい。

4 おわりに

裁判員制度の導入が三年後に迫るなかで、一般国民の理解は深まりを見せてきている反面、裁判員として参加することの不安要素を指摘する声が出てきている。高校生・大学生のこの制度に対する知識や理解、認識も追いついていない状況といわざるを得ない。日頃の生活とは関わりが薄く別世界のような存在だった裁判制度に、国民参加の問題が急浮上・急展開してきたことのあたりを受けているようにも感じられる。

しかしながら、この制度が国民主権をより実質的なものにし、民主主義の一層の発展に寄与するものであるとの認識から、法曹関係者には、様々な手法を駆使して国民への周知徹底を図るとともに、安全で安心して参加できる裁判員制度の制度設計を確立し、国民とのコラボレーションに本気になって取り組むよう期待したい。そのことによって裁判に対する信頼は高まるはずである。

また、裁判員としての司法参加が可能となった国民としては、すでに世界の多くの国で実施されている制度がようやく日本にも採用されることの意義を踏まえ、法や法律、司法に対する意識改革に努め、自ら進んで参加し、そのための負担を受け入れ、良識ある裁判員制度を創りだしていくこうとする熱意と自覚がいま求められている。

(注)

- 注 1 2006年3月4日付け朝日新聞 この広告で「裁判員制度とは 国民のみなさんの中から選ばれた6人が裁判員として刑事裁判の参加し、3人の裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、どのような刑にするかを決める制度です。」と述べた上で、「誰にとっても分かりやすい刑事裁判へ」「できるだけ迅速な裁判へ」「これから刑事裁判をみなさんとともに」の三点について説明を加えている。
- 注 2 長野フォーラムの様子については、信濃毎日新聞が2006年11月21日付けで概略を、11月27日付けで詳細内容を伝えている。
- 注 3 「公判前整理手続き」を長野県内で最初に適用した裁判は、長野地裁における4月6日初公判の傷害事件であった。また、同地裁で5月11日初公判のインターネット掲示板を使った殺人事件でも4月6日に公判前整理手続きが行われた。この様子については、新聞各紙のほか、SBCテレビ「ニュースワイド」の中でも特集「超スピード裁判」として報じられた。
- 注 4 丸田隆著『裁判員制度』(平凡社新書 2004年7月) 10~12頁
- 注 5 土屋美明著『市民の司法は実現したか 一司法改革の全体像』(花伝社 2005年6月) 37頁
- 注 6 2001年1月9日開催の第43回司法制度改革審議会での「国民の司法参加について」のヒアリングにおける発言。同審議会議事録による。
- 注 7 日弁連「裁判員ニュース」創刊号(2005年3月1日)における梶谷剛会長の「創刊にあたって」の言葉。
- 注 8 丸田隆著『裁判員制度』 14頁
- 注 9 例えば、自由法曹団常任幹事の坂本修著『現場からの検証 司法改革一何が問題か』(学習の友社 2001年9月) 50頁以下
- 注 10 例えば、伊藤真、他「司法制度改革審議会中間報告をめぐって」59頁(『ジャーリスト』No.1198 有斐閣 2001年4月)など
- 注 11 内閣府大臣官房政府広報室『内閣府裁判員世論調査』による。この調査による調査対象は全国20歳以上の男女。調査項目は、①裁判に関する関心等 ②裁判員制度に対する認識 ③裁判員制度と職業や日常生活との関わり ④守秘義務、裁判員の保護 ⑤裁判員制度における刑事裁判への参加意識 ⑥国への要望、となっている。
- 注 12 最高裁『裁判員制度の制度設計等に関する調査研究報告書(概要版)』による。この調査による調査対象は全国20歳以上の男女。調査項目は、・裁判員制度への参加意欲 ・参加にあたっての障害 ・参加する場合の時間的制約(参加可能日数)とその理由 ・参加する場合の裁判の開催日程 ・年間予定(参加しやすい月や参加しにくい月、年間予定の決定時期) ・参加しやすくするための裁判のあり方など、計10項目
- 注 13 2006年3月22日付け信濃毎日の記事による。
- 注 14 この模擬裁判の様子は、2005年4月7日付け信濃毎日新聞に記事がある。なお、この裁判ではないが、模擬裁判を初めて体験したレポートとして2005年4月1日~3日付け産経新聞の福富正大「『裁く』一體験・1日裁判員」が具体的で理解に役立つ。
- 注 15 本調査を実施するにあたり、梓川高校教務主任の樋口史信教諭、松本県ヶ丘高校教務主任の横野秀昭教諭に協力していただいた。
- 注 16 『意見書』 IV国民的基盤の確立／第2国民的基盤の確立のための条件整備／2司法教育の充実(全文)
- 注 17 法教育研究会報告書 2頁
- 注 18 法教育研究会報告書 13頁
- 注 19 江口勇治「法教育の理論」22頁 (全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性—学校教育における理論と実践』現代人文社 2001年7月)
- 注 20 萩原弘子「子どもに伝える『法教育』」(『法律の広場』 2004年3月)
- 注 21 「全国法教育ネットワーク設立の趣旨と入会のご案内」文による。
- 注 22 長野県内では、模擬裁判を通した学習として信州大学教育学部の実践がある(2005年11月17日付け信濃毎日新聞など)。社会科関係では、『社会科教育』No.544(明治図書 2004年10月)のほか、主な学会機関誌としては、日本社会科教育学会『社会科教育研究』、日本公民教育学会『公民教育研究』、全国社会科教育学会『社会科研究』、社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』などを参照されたい。

- 注23 2006年2月26日付け朝日新聞の記事
- 注24 2006年3月26日付け朝日新聞の記事
- 注25 「裁判員制度と日本の民主主義」(『法律時報』77-4 2005年3月 特集・裁判員制度の総合的研究)
- 注26 (訳者) 大村浩子・大村敦志(信山社出版 2005年11月) 3200円
- 注27 (著者) 久保内統・藤山成二(日本評論社 2003年7月) 1200円
- 注28 江口勇治監訳『テキストブック わたしたちと法』 9頁
- 注29 江口勇治監訳『テキストブック わたしたちと法』の目次による。
- 注30 判決文を使った実践例として、梅野正信・采女博文著『実践いじめ授業—主要事件「判決文」を徹底活用』(エイデル研究所 2001年6月)などがある。
- 注31 「松本・四賀直結道路建設推進委員会」配布のビラや2006年4月9日の「松本・四賀直結道路市民意向確認結果報告会」での意見。関連の記事として2006年4月6日付け及び同月13日付け信濃毎日新聞など。